

## 一般社団法人の活用について

---

### ■ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行されました。

平成20年12月1日に上記法律が施行されました。この制度により事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義(登記)により簡便に法人格を取得することができ、今後、多岐にわたる法人化ニーズに応える画期的な法律です。

### ■ 一般社団法人法の特徴

- 設立時に官庁の許認可が不要。監督官庁がない。
- 設立時に出資金が不要。
- NPO法人のように行う事業に制限がない（非公益事業でも可）。
- 設立時社員は2名以上、役員は理事1名以上（監事の設置は任意）。
- 社員に剰余金の分配はできないが、理事への役員報酬等及び従業員への給与は支払可能。
- 定款認証(公証役場)及び登記申請(法務局)のみで成立。
- 行政庁の「公益認定」を受ければ「公益社団法人」になることも可能。  
→税務上の優遇措置あり

### ■ 今後の活用

- 公益性を求められていないことから、多様化する法人化目的に柔軟に対応できます。
- 出資(資本金の設定)も任意ですので、イニシャルコストを抑えられます。また社員は2名以上ですので、少人数からの法人化が可能です。
- 「ボランティア」「サークル」「町内会」「研究会」「SPC」など多岐にわたる活用が期待されます。

## 一般社団法人の活用について

---

### 活用例 1 ～ 不動産証券化のヴィークルとして ～

#### ◆ 中間法人法の廃止

証券化ストラクチャーにおいて、倒産隔離を図るため、物件保有SPCの親会社として「有限責任中間法人(CH)」が用いられておりました。ケイマンSPCと異なり、国内法に基づいて組成できること、株式会社の株主と異なり、出資者(基金拠出者)と議決権者(社員)を分業可能ことなど、CHはとても使い勝手の良い法人形態でした。今般の改正に伴い、既存のCHは一般社団法人と看做されて存続します。

#### ◆ 有限責任中間法人の代替としての一般社団法人

既存CHに限らず、これから新たにファンドを組成する際にも、物件保有SPCの親会社として一般社団法人がより一層利用されることが予想されます。

- CHと同じく、出資者(基金拠出者)と議決権者(社員)を分けることにより、倒産隔離をはかれます。
- CHと異なり、基金の金額について制約がなくなりました。従前、CHを設立する際は基金300万円以上というハードルがありましたが、一般社団法人は基金自体を設置するか否かも任意ですので、イニシャルコストを抑えることができます。
- CHと異なり、監事の設置も任意となりました。従前は理事1名、監事1名の合計2名が必要でしたが、監事は当初から設置せず、役員は理事1名のみと言う形態も認められます。SPCの役員は主に会計士・税理士に就任要請をしていましたが、今後は役員に支払う期中のFee(派遣手数料)も1人分のコストダウンが可能です。

## 一般社団法人の活用について

---

### 活用例 1 ～ 不動産証券化のヴィークルとして ～

#### ◆ 既存CHの経過措置

- 施行日以降、特段の手続きは不要  
平成20年12月1日の施行日以前から存在していた既存のCHは一般社団法人と看做され、そのCHの登記簿及び定款も、施行日以降は一般社団法人の登記簿及び定款と看做されます。
- 名称変更  
施行日の属する事業年度が終了した後、最初に招集される定時社員総会の終結の時までに、その名称に「一般社団法人」という文字を使用する旨の定款変更が必要です。

例) 当該CHの事業年度の末日が平成20年12月31日の場合  
→ 平成21年3月開催の定時社員総会までに定款変更

- 「〇〇有限責任中間法人」から「〇〇一般社団法人」と名称を変更します。
- 法律の趣旨は、定款変更のために臨時社員総会を開催することは容易ではないため、名称変更を定時社員総会まで猶予するというものです。
- しかし、SPCの場合の社員は事務委託を受けている会計士・税理士です。
- 上記の場合、臨時社員総会の開催も難しくありません。期限内の変更手続を失念しないためにも、こちらの変更は早々に済ませる方が好ましいかと思えます。

## 一般社団法人の活用について

---

### 活用例 1 ～ 不動産証券化のヴィークルとして ～

#### ◆ 既存CHの経過措置

##### ➤ 名称変更に伴う役員の登記

中間法人法では理事の「住所」「氏名」、監事の「住所」「氏名」が登記事項でした。一般社団法人では理事及び監事の「氏名」、代表理事の「住所」「氏名」が登記事項になりました。こちらも名称変更と同様に、法務局の職権では変更登記が入らないため、申請により改めて登記致します。なお、先ほどの名称変更と共にこちらの登記を申請する必要があり、双方とも登録免許税は非課税となります。

##### ➤ その他、定款の見直し

その他、定款記載事項として留意すべき論点も若干ありますので、名称変更の決議に際し、新法対応の定款への見直し作業をお勧めします。下記に一例を紹介します。

##### ● 公告方法の限定化

→ 「公衆の見やすい場所に掲示」と規定されておりますので、CHの公告方法が「事務所の掲示場に掲示して行う」の場合は、特段の変更は不要です。

##### ● 基金の募集について追記

例 「当法人は、基金を引き受ける者の募集を行うことができるものとする。」 等

## 一般社団法人の活用について

---

### 活用例 2 ～ ボランティア・NPO活動における簡易な法人化 ～

#### ◆ 従前は、法人化が容易ではなかった

従前の法律ではボランティア活動やNPO活動における法人化にはNPO法人や有限責任中間法人(CH)などが活用されてきました。しかし、法人化には設立時の作業の煩雑化などから、幅広い利用者のニーズに応えることができませんでした。

- 事業が17項目に非営利活動に限定されている（NPO法人）。
- 設立作業に5か月ほど時間がかかる（NPO法人）。
- 監督官庁がある。設立時にも事前の認証が必要（NPO法人）。
- 基金が最低でも300万円必要（CH）。

#### ◆ NPO法人の代替としての一般社団法人

出資金や構成員数など、小規模のサークルをイメージしている利用者にも、より簡便に法人化を選択できるようになりました。法人化の門戸を広く開いてくれる一般社団法人について、次頁にて他の法人との比較表をご案内しますので、是非ともこの機会にご検討ください。

## 一般社団法人の活用について

### 活用例 2 ～ ボランティア・NPO活動における簡易な法人化 ～

	一般社団法人	NPO法人	任意団体(サークル)	会社 (例、合同会社)
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	特定非営利活動促進法	特になし	会社法
活動の内容	非営利活動 NPO法人と違い、事業に制限はない。 ・非公益事業 → ○ ・収益事業 → ○	17の特定非営利活動(限定)	自由	営利活動
設立の手続き	① 法務局へ設立登記申請 NPO法人と違って、監督官庁がない。	① 東京都へ認証申請 ② 法務局へ設立登記申請	特になし	① 法務局へ設立登記申請
設立までの期間	① 申請から2週間ほどで完了	① 受理後、4か月 ② 申請から2週間ほどで完了 合計で約5か月	参加者の合意により即、設立	① 申請から2週間ほどで完了
構成員の人数	設立時は社員が2名以上	社員(正会員)が10名以上	上限・下限ともに制限なし	社員が1名以上
役員の人数	理事1名以上 監事は任意	理事3名以上 監事1名以上	役員の設置の有無も自由	業務執行社員が1名以上
資本金	任意 但し、イニシャルコスト程度はご用意頂いた方が好ましい。	任意 但し、イニシャルコスト程度はご用意頂いた方が好ましい。	任意 但し、イニシャルコスト程度はご用意頂いた方が好ましい。	1円以上 但し、イニシャルコスト程度はご用意頂いた方が好ましい。
設立費用(実費)	10万円～20万円ほど	ほぼかからない	かからない	10万円～20万円ほど
課税対象事業	・収益事業のみ (収益事業以外は非課税) ・法人住民税の均等割はかかる (毎年7万円～8万円ほど)	・収益事業のみ (収益事業以外は非課税) ・法人住民税の均等割はかかる (毎年7万円～8万円ほど)	団体には課税されない	・全事業 ・法人住民税の均等割もかかる (毎年7万円～8万円ほど)
公開が必要な情報	決算について (HPIにアップでも可)	3年間分の事業報告書 (東京都に提出)	特になし	決算について (HPIにアップでも可)

## 一般社団法人の活用について

---

### 参考資料

- ◆ 一般社団法人及び一般財団法人制度Q & A（法務省HPに掲載）  
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji153.html>
- ◆ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
<http://law.e-gov.go.jp/announce/H18HO048.html>
- ◆ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律  
<http://law.e-gov.go.jp/announce/H18HO049.html>
- ◆ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
<http://law.e-gov.go.jp/announce/H18HO050.html>

登記業務とデューデリジェンス

## 司法書士木藤事務所

〒104-0031

東京都中央区京橋一丁目14番5号 土屋ビル6階

TEL 03-5969-8472

FAX 03-5969-8473

E-mail [kido@kidooffice.com](mailto:kido@kidooffice.com)

URL <http://www.kidooffice.com/>

mixi [http://mixi.jp/show\\_friend.pl?id=17906163](http://mixi.jp/show_friend.pl?id=17906163)